

引受基準緩和型契約特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用字	用語	定義
け	継続契約	引受基準緩和型契約の保険期間の満了日（注）を保険期間の開始日とする引受基準緩和型契約をいいます。ただし、満了後（注）の契約が満了前（注）の契約に比べて当会社の支払責任を加重するものである場合には、継続契約とはしません。 （注） その引受基準緩和型契約が満了日前に解除または解約されていた場合にはその解除日または解約日をいい、「満了後」は「解除後」または「解約後」と、「満了前」は「解除前」または「解約前」と読み替えます。なお、その解除または解約された引受基準緩和型契約が初度契約の場合、解除日または解約日が保険始期からその日を含めて1年以内のときは、継続契約とはしません。
し	支払削減期間	保険期間の初日（注）からその日を含めて1年間をいいます。 （注） この引受基準緩和型契約が継続契約である場合は、この保険契約が継続されてきた最初の引受基準緩和型契約の保険期間の初日とします。
	初度契約	継続契約以外の引受基準緩和型契約をいいます。
ひ	引受基準緩和型契約	この特約を付帯した保険契約をいいます。
ほ	保険金	この保険契約に付帯される入院医療保険金および手術医療保険金支払特約、入院治療費用補償特約、入院諸費用補償特約または先進医療費用補償特約の規定により支払われる入院医療保険金、手術医療保険金、入院治療費用保険金、入院諸費用保険金または先進医療費用保険金をいいます。

第1条（入院医療保険金および手術医療保険金支払特約の規定の変更）

この保険契約に入院医療保険金および手術医療保険金支払特約が付帯された場合は、次に掲げる規定を適用します。

- ① 被保険者が保険期間の開始時（注）より前に発病した疾病を直接の原因として入院を開始した場合または手術を受けた場合でも、保険期間の開始時（注）以後にその症状が悪化したことまたはその疾病と医学上重要な関係にある疾病を発病したことにより、入院または手術による治療が必要であると医師によって判断されたときは、その開始した入院または受けた手術は保険期間の開始時（注）以後

に発病した疾病によるものとみなして、同特約第3条（保険期間と支払責任の関係）（2）から（4）までの規定を適用します。

② 支払削減期間中の入院医療保険金の支払については、同特約第4条（入院医療保険金の支払）（1）の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとします。

ア. 支払削減期間中に入院を開始した場合の支払額は、同特約第4条（1）の規定により支払うべき保険金の額の50%相当額とします。

イ. 支払削減期間中に開始した入院中に支払削減期間が満了した場合には、支払削減期間中の入院に対する支払額は、同特約第4条（1）の規定により支払うべき保険金の額の50%相当額とし、支払削減期間の満了日の翌日以降の入院に対する支払額は、50%の支払の削減を行わず、同特約第4条（1）の規定により保険金を支払います。

③ 支払削減期間中の手術医療保険金の支払については、同特約第5条（手術医療保険金の支払）（1）の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとします。

ア. 支払削減期間中に受けた手術に対する支払額は、同特約第5条（1）の規定により支払うべき保険金の額の50%相当額とします。

イ. 同特約第5条（3）の規定を適用する同一の手術を複数回受けた場合で、かつ、同特約第5条（3）①の同一手術期間中の最初の手術を支払削減期間中に受けたときは、その同一手術期間中の一連の手術は、支払削減期間中に受けたものとして上記アの規定を適用します。

④ 同特約第3条（5）、同特約第4条（7）、および同特約第5条（5）の規定は適用しません。

⑤ 同特約＜用語の定義＞の継続契約の定義を次のとおり読み替えます。

	用語	定義
け	継続契約	引受基準緩和型契約特約を付帯した入院医療保険金および手術医療保険金支払特約付帯保険契約の保険期間の満了日（注）を保険期間の開始日とする引受基準緩和型契約特約を付帯した入院医療保険金および手術医療保険金支払特約付帯保険契約をいいます。ただし、満了後（注）の契約が満了前（注）の契約に比べて当会社の支払責任を加重するものである場合には、継続契約とはしません。 （注）その引受基準緩和型契約特約を付帯した入院医療保険金および手術医療保険金支払特約付帯保険契約が満了日前に解除または解約されていた場合にはその解除日または解約日をいい、「満了後」は「解除後」または「解約後」と、「満了前」は「解除前」または「解約前」と読み替えます。なお、その解除または解約された引受基準緩和型契約特約を付帯した入院医療保険金および手術医療保険金支払特約

		付帯保険契約が初度契約の場合、解除日または解約日が保険始期からその日を含めて1年以内のときは、継続契約とはしません。
--	--	--

(注) この引受基準緩和型契約が継続契約である場合は、この保険契約が継続されてきた最初の引受基準緩和型契約の保険期間の開始時とします。

第2条（入院治療費用補償特約の規定の変更）

この保険契約に入院治療費用補償特約が付帯された場合は、次に掲げる規定を適用します。

① 被保険者が保険期間の開始時（注1）より前に発病した疾病を直接の原因として入院を開始した場合でも、保険期間の開始時（注1）以後にその症状が悪化したことまたはその疾病と医学上重要な関係にある疾病を発病したことにより、入院による治療が必要であると医師によって判断されたときは、その開始した入院は保険期間の開始時（注1）以後に発病した疾病によるものとみなして、同特約第3条（保険期間と支払責任の関係）（2）から（4）までの規定を適用します。

② 支払削減期間中に開始した1回の入院（注2）に対する入院治療費用保険金の支払額は、同特約第4条（保険金の支払額）（1）の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとします。

ア. 支払削減期間中に入院を開始した場合の支払額は、同特約第4条（1）の規定により支払うべき保険金の額の50%相当額とします。

イ. 支払削減期間中に開始した入院中に支払削減期間が満了した場合には、次に掲げるとおりとします。

(ア) 支払削減期間の満了日の翌日を含まない満了日以前の月における療養に対する支払額は、同特約第4条（1）の規定により支払うべき保険金の額の50%相当額とします。

(イ) 支払削減期間の満了日を含まない満了日経過後の月における療養に対する支払額は、50%の支払の削減を行わず、同特約第4条（1）の規定により保険金を支払います。

(ウ) 支払削減期間の満了日およびその翌日のいずれも含む月における療養に対する支払額は、次の算式によって算出した額とします。（注3）

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\text{同特約第4条（1）}} \\
 \boxed{\text{の規定により支払}} \\
 \boxed{\text{うべき保険金の額}}
 \end{array}
 \times
 \frac{
 \begin{array}{c}
 \boxed{\text{その月における}} \\
 \boxed{\text{支払削減期間中の入院日数}}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{c}
 \boxed{\text{その月における}} \\
 \boxed{\text{入院日数}}
 \end{array}
 }
 \times
 \begin{array}{c}
 \boxed{50\%}
 \end{array}
 +$$

同特約第4条(1)
の規定により支払
うべき保険金の額

×

その月における支払削減期間の満了日の翌日以降の入院日数

その月における入院日数

- ③ 同特約第3条(5)および同特約第4条(8)の規定は適用しません。
- ④ 同特約<用語の定義>の継続契約の定義を次のとおり読み替えます。

	用語	定義
け	継続契約	<p>引受基準緩和型契約特約を付帯した入院治療費用補償特約付帯保険契約の保険期間の満了日(注)を保険期間の開始日とする引受基準緩和型契約特約を付帯した入院治療費用補償特約付帯保険契約をいいます。ただし、満了後(注)の契約が満了前(注)の契約に比べて当会社の支払責任を加重するものである場合には、継続契約とはしません。</p> <p>(注) その引受基準緩和型契約特約を付帯した入院治療費用補償特約付帯保険契約が満了日前に解除または解約されていた場合にはその解除日または解約日をいい、「満了後」は「解除後」または「解約後」と、「満了前」は「解除前」または「解約前」と読み替えます。なお、その解除または解約された引受基準緩和型契約特約を付帯した入院治療費用補償特約付帯保険契約が初度契約の場合、解除日または解約日が保険始期からその日を含めて1年以内のときは、継続契約とはしません。</p>

(注1) この引受基準緩和型契約が継続契約である場合は、この保険契約が継続されてきた最初の引受基準緩和型契約の保険期間の開始時とします。

(注2) 同特約第4条(5)から(7)までの規定により1回の入院にみなされる場合を含みます。

(注3) 1円未満の端数は1円に切り上げます。

第3条(入院諸費用補償特約の規定の変更)

この保険契約に入院諸費用補償特約が付帯された場合は、次に掲げる規定を適用します。

- ① 被保険者が保険期間の開始時(注1)より前に発病した疾病を直接の原因として入院を開始した場合でも、保険期間の開始時(注1)以後にその症状が悪化したことまたはその疾病と医学上重要な関係にある疾病を発病したことにより、入院による治療が必要であると医師によって判断されたときは、その開始した入院は保険期間の開始時(注1)以後に発病した疾病によるものとみなして、同特約第3条(保険期間と支払責任の関係)(2)から(4)までの規定を適用します。

② 支払削減期間中に開始した1回の入院（注2）に対する入院諸費用保険金の支払額は、同特約第6条（保険金の支払額）（1）の規定にかかわらず、次のいずれか低い額を限度とします。

ア．同特約第4条（入院諸費用の範囲）に規定する入院諸費用の額の50%相当額（注3）（注4）（注5）

イ．保険証券記載の入院諸費用保険金額

③ 同特約第3条（5）および同特約第6条（7）の規定は適用しません。

④ 同特約＜用語の定義＞の継続契約の定義を次のとおり読み替えます。

	用語	定義
け	継続契約	<p>引受基準緩和型契約特約を付帯した入院諸費用補償特約付帯保険契約の保険期間の満了日（注）を保険期間の開始日とする引受基準緩和型契約特約を付帯した入院諸費用補償特約付帯保険契約をいいます。ただし、満了後（注）の契約が満了前（注）の契約に比べて当会社の支払責任を加重するものである場合には、継続契約とはしません。</p> <p>（注）その引受基準緩和型契約特約を付帯した入院諸費用補償特約付帯保険契約が満了日前に解除または解約されていた場合にはその解除日または解約日をいい、「満了後」は「解除後」または「解約後」と、「満了前」は「解除前」または「解約前」と読み替えます。なお、その解除または解約された引受基準緩和型契約特約を付帯した入院諸費用補償特約付帯保険契約が初度契約の場合、解除日または解約日が保険始期からその日を含めて1年以内のときは、継続契約とはしません。</p>

（注1）この引受基準緩和型契約が継続契約である場合は、この保険契約が継続されてきた最初の引受基準緩和型契約の保険期間の開始時とします。

（注2）同特約第6条（4）から（6）までの規定により1回の入院にみなされる場合を含みます。

（注3）支払削減期間中に入院が終了しなかった場合は、次の費用については、50%の支払の削減は行いません。

（ア）支払削減期間の満了日の翌日以降の入院に対する同特約第4条（1）①、②ア、④および⑥の費用

（イ）支払削減期間の満了日の翌日以降に負担した同特約第4条（1）②イおよびウならびに⑤の費用

（ウ）支払削減期間の満了日の翌日以降の雇い入れおよび預け入れに対する同特約第4条（1）③、⑦および⑧の費用

(エ) 支払削減期間の満了日の翌日以降に利用した「障害福祉サービス」および「障害児通所支援」に対する同特約第4条(1)⑨の費用

(注4) 支払削減期間の満了日の翌日以降に開始した入院については、支払削減期間中に負担した費用であっても、50%の支払の削減は行いません。

(注5) 1円未満の端数は1円に切り上げます。

第4条(先進医療費用補償特約の規定の変更)

この保険契約に先進医療費用補償特約が付帯された場合は、次に掲げる規定を適用します。

- ① 被保険者が保険期間の開始時(注1)より前に発病した疾病を直接の原因として先進医療または患者申出療養による療養を受けた場合でも、保険期間の開始時(注1)以後にその症状が悪化したことまたはその疾病と医学上重要な関係にある疾病を発病したことにより、先進医療または患者申出療養による療養が必要であると医師によって判断されたときは、その先進医療または患者申出療養による療養は保険期間の開始時(注1)以後に発病した疾病によるものとみなして、同特約第3条(保険期間と支払責任の関係)(2)から(4)までの規定を適用します。
- ② 支払削減期間中に受けた先進医療または患者申出療養により負担した費用に対する先進医療費用保険金の額は、同特約第4条(先進医療費用の範囲)に規定する支払額の50%相当額(注2)(注3)(注4)とします。
- ③ 同特約第3条(5)および同特約第5条(保険金の支払額)(2)の規定は適用しません。
- ④ 同特約<用語の定義>の継続契約の定義を次のとおり読み替えます。

	用語	定義
け	継続契約	引受基準緩和型契約特約を付帯した先進医療費用補償特約付帯保険契約の保険期間の満了日(注)を保険期間の開始日とする引受基準緩和型契約特約を付帯した先進医療費用補償特約付帯保険契約をいいます。ただし、満了後(注)の契約が満了前(注)の契約に比べて当会社の支払責任を加重するものである場合には、継続契約とはしません。 (注) その引受基準緩和型契約特約を付帯した先進医療費用補償特約付帯保険契約が満了日前に解除または解約されていた場合にはその解除日または解約日いい、「満了後」は「解除後」または「解約後」と、「満了前」は「解除前」または「解約前」と読み替えます。なお、その解除または解約された引受基準緩和型契約特約を付帯した先進医療費用補償特約付帯保険契約が初度契約の場合、解除日または解約日が保険始期からその日を含めて1年以内のときは、継続契

	約とはしません。
--	----------

(注1) この引受基準緩和型契約が継続契約である場合は、この保険契約が継続されてきた最初の引受基準緩和型契約の保険期間の開始時とします。

(注2) 同一の療養を実施した回数にかかわらず費用の額が均一の先進医療（陽子線治療、重粒子線治療等）または患者申出療養の場合は、それらの均一の費用の対象となる療養を開始した日が支払削減期間中のときは、それらの療養のすべてを支払削減期間中に受けたものとみなし、それらの費用のすべてについて50%の支払の削減を行います。

(注3) 支払削減期間の満了日の翌日以降に受けた先進医療または患者申出療養については、支払削減期間中に負担した費用であっても、50%の支払の削減は行いません。

(注4) 1円未満の端数は1円に切り上げます。

第5条（普通保険約款の読み替え）

この特約においては、普通保険約款第1章基本条項＜用語の定義＞の継続契約の定義を次のとおり読み替えます。

	用語	定義
け	継続契約	<p>引受基準緩和型契約特約を付帯した医療総合保険契約の保険期間の満了日（注）を保険期間の開始日とする引受基準緩和型契約特約を付帯した医療総合保険契約をいいます。ただし、満了後（注）の契約が満了前（注）の契約に比べて当会社の支払責任を加重するものである場合には、継続契約とはしません。</p> <p>（注） その引受基準緩和型契約特約を付帯した医療総合保険契約が満了日前に解除または解約されていた場合にはその解除日または解約日をいい、「満了後」は「解除後」または「解約後」と、「満了前」は「解除前」または「解約前」と読み替えます。なお、その解除または解約された引受基準緩和型契約特約を付帯した医療総合保険契約が初度契約の場合、解除日または解約日が保険始期からその日を含めて1年以内のときは、継続契約とはしません。</p>